

【一般名処方について】

一般名処方とは、お薬の銘柄名ではなく、有効成分の名称を記載することで、保険薬局で同じ有効成分の医薬品であれば自由に選択できる処方です。そのため、医薬品の供給状況等によって柔軟な対応ができることから、患者様に安定的に治療を提供する観点により、薬剤の一般的名称を記載する処方箋の交付を行っています。

一般名処方は、院外処方せんに下記の様に記載されています。

【般】（有効成分名） + （剤形） + （含有量）
例） 【般】 アムロジピン 錠 5 m g

一般名処方について、ご不明な点があればご相談ください。